大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理検討部会設置要綱

参考資料１

（設置）

第１条 大阪府の石油コンビナート等特別防災区域における防災・減災対策の進行管理に　ついて検討するため、大阪府石油コンビナート等防災本部条例第4条第1項の規定に　より、「大阪府石油コンビナート等防災計画進行管理検討部会（以下「部会」という。）」を設置する。

（検討項目）

第２条 部会は、次に掲げる事項について検討する。

（１）大阪府石油コンビナート等防災計画の進行管理に関すること

（２）その他必要なこと

（組織）

第３条 部会に属する本部員及び専門員は、本部長が指名することとし、学識経験者、消防機関及び事業者等で構成するものとする。

２　部会に部会長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

（任期）

第４条　部会員の任期は、２年以内とする。

２　部会員は、再任されることができる。

（会議）

第５条 部会の会議は、部会長が招集し議長になる。

（庶務）

第６条 部会の庶務は、大阪府危機管理室消防保安課において行う。

（その他）

第７条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

１　この要綱は、平成２９年３月２８日から施行する。